

平成27～29年度(第6期)の介護保険料について

平成27年度から第6期剣淵町介護保険事業計画がスタートしました。

第6期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を算出すると、第5期の基準月額5,000円から100円増の基準月額5,100円になります。介護保険料の段階区分は、本人課税所得層の多段階化により「全9段階」に変更となります。平成27年度からは第1段階の方を対象に新たな軽減率を設け、低所得者の保険料負担に配慮し、平成29年度からは更に拡大し、第1～3段階の方を対象に軽減強化を行う予定です。

なお、平成27年度の第1号被保険者介護保険料は、本人・世帯員の所得や課税状況などに応じ決定し、7月に個別にお知らせします。

第5期 (平成24～26年度)		第6期(平成27～29年度)			対象者	
段階	月額保険料 [年額保険料] 基準額に 対する割合	段階	H27・28年度 月額保険料 [年額保険料] (軽減後月額保険料) <軽減後年額保険料> 基準額に 対する割合 (軽減後)	H29年度 月額保険料 [年額保険料] (軽減後月額保険料) <軽減後年額保険料> 基準額に 対する割合 (軽減後)		
第1段階	2,500円 [30,000円]	第1段階	2,550円 [30,600円] (2,295円) <27,540円>	2,550円 [30,600円] (1,530円) <18,360円>	生活保護受給者または世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者、または世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	
	0.50		0.50 (0.45)	0.50 (0.3)		
第2段階	2,500円 [30,000円]	第2段階	0.50 (0.45)	0.50 (0.3)		
	0.50					
特例 第3段階 (軽減)	3,250円 [39,000円]	第2段階	3,825円 [45,900円]	3,825円 [45,900円] (2,550円) <30,600円>		世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下
	0.65		0.75	0.75 (0.5)		
第3段階	3,750円 [45,000円]	第3段階	3,825円 [45,900円]	3,825円 [45,900円] (3,570円) <42,840円>		世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える
	0.75		0.75	0.75 (0.7)		
特例 第4段階 (軽減)	4,250円 [51,000円]	第4段階	4,590円 [55,080円]			本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額80万円以下
	0.85		0.90			
第4段階 (基準)	5,000円 [60,000円]	第5段階 (基準)	5,100円 [61,200円]		本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額80万円を超える	
	1.00		1.00			
第5段階	6,250円 [75,000円]	第6段階	6,120円 [73,440円]		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が120万円未満	
	1.25		1.20			
第5段階		第7段階	6,630円 [79,560円]		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上190万円未満	
			1.30			
第6段階	7,500円 [90,000円]	第8段階	7,650円 [91,800円]		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が190万円以上290万円未満	
	1.50		1.50			
		第9段階	8,670円 [104,040円]		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が290万円以上	
			1.70			

◇お問い合わせ先◇ 健康福祉課福祉介護グループ(電話 34-3955)